

関西広域連合直売所間交流に係るマッチング実施業務委託仕様書

1 委託業務名

関西広域連合直売所間交流に係るマッチング実施業務

2 委託業務の目的

関西広域連合直売所間交流に係るマッチング実施要領に基づき、交流イベントの実施を希望する、広域連合エリア内の農産物直売所間のマッチングを実施するなど、交流イベントが円滑に進むよう支援を行う。これにより、エリア内の直売所間交流を活性化させ、域内農林水産物の消費拡大に繋げることを目的とする。

(広域連合エリア・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)(予定)

4 委託業務の内容

(1) 交流イベントのマッチング

交流を希望する店舗の掘り起こしを行うとともに、店舗間のマッチングを実施する。(ただし、イベントに係る販売手数料等や日程については店舗間で直接調整するものとする。)

(2) 府県域を越えて交流に赴く直売所に対する助成

交流イベントを実施する際、交流に赴く直売所に対し、受託者への委託費からイベント実施に要する経費(定額50,000円/店舗(旅費、販売物配送費等))の助成を行うものとする。(委託限度額1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。))のうち、500,000円は交流に赴く直売所へのイベント実施に要する経費の助成に充てるものとし、実績に応じて委託金額を決定する。また、マッチングや助成に関する詳細は、両者協議の上決定するものとする。)

(3) 実績報告

交流に赴いた直売所からは交流イベントの実績報告を徴収し、取りまとめるとともに、発注者へ提出するものとする。なお、実績報告は別紙様式1によるものとし、関西広域連合ののぼり「おいしいKANSAI 召し上がれ」を掲示した写真を添付するものとする。また、交流イベント開催状況を紹介する記事を作成すること。

(4) 完了報告及び検査

委託業務を完了したときは、その日から10日以内または令和9年3月31日のいずれか早い期日までに、完了報告書を発注者に提出するものとする。発注者は検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を通知するものとする。

5 一般的損害及び第三者に及ぼした損害

直売所間の交流イベントにおける事故や損害については、広域連合はその責を一切負わないものとする。

6 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

なお、受託者が下記の規定に違反した場合、発注者は受託者から違約金を徴収することができる。

- ・当業務の遂行に際して知り得た情報については、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- ・当業務に関する秘密保持は、当委託業務契約終了後もその効力を有する。

7 著作権の取り扱い

(1) 本委託業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、作成業務においては納品をもって全て発注者に譲渡することとする。

特に書面で報告がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。なお、当業務の実施に伴い、受託者の保有する著作物を利用する場合、他で二次使用の必要が生じた場合も問題が生じないよう対処すること。

上記を了承できない場合は、受託者の保有する著作物を利用しない形で作成を行うこと。

(2) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。

特に書面で報告がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

(3) 受託者は、本委託業務の遂行及び本委託業務における成果物の利用に関する全ての著作権者人格権について、それを行使させない旨を書面で確認しなければならない。

なお、上記書面で確認がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

8 その他

(1) 業務の実施に当たっては、事前に発注担当者と協議すること。

(2) 業務の実施に当たっては、発注者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。

(3) 本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

(別紙1)

関西広域連合直売所間交流イベント実績報告書

開 催 日	
開催店舗名	
参加店舗名	
参加者名	
来場者数	
イベント内容	
販売内容	
写 真	

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行う。

(第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、直ちに甲に返還する。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法による。

(事故報告義務)

第8 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。